

“インターネット＋メディカルヘルスケア”の 発展促進に関する意見

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2018年4月28日、国務院弁公庁は「“インターネット＋メディカルヘルスケア”の発展促進に関する意見」（以下、「本意見」という）を公布した。本意見では“インターネット＋メディカルヘルスケア”を一つの新しい業態として扱い、必要な法令の整備や標準規格の制定に取り組む方針を示している。

1. サービス体制の確立

- (1) 一部の生活習慣病、慢性疾患の患者の再診について、インターネットを使ったオンライン診察および処方方を許可する。
- (2) 高次医療機関は低次医療機関に対し遠隔医療サービス（リモートでの診察、心電図検査、画像診断等）を提供し、医療機関間でリアルタイムに検査結果を共有する。
- (3) 遠隔医療サービス網はまず全国の大型総合病院および県レベルの病院をカバーした後、地域の診療所や農村部の衛生院・衛生室にまで拡大する。
- (4) 住民健康記録をデジタル化し、高齢者の慢性病ケア、幼児の予防接種記録、妊婦の健康管理等に利用する。
- (5) 医療機関とIT企業の提携を奨励し、ビッグデータ分析等を用いて流行性疾患・伝染病の予測や監視を強化する。
- (6) オンライン診察で処方された医薬品のネット販売を許可し、医療分野における物流の発展を支援する。
- (7) 画像診断や病理診断にAIを導入する。

2. サポート体制の確立

- (1) インターネットとビッグデータを活用し、医療機関間でのデジタル版住民健康記録、電子カルテ、検査結果のデータ共有を推進する。
- (2) 医療サービス、データセキュリティ、個人情報保護、データ共有等に関する標準規格を制定する。



CLARA ONLINE China Internet Report
2018.10.9

- (3) 2020年までに2級以上の医療機関でオンライン診察予約サービスを導入し、検査結果のオンライン検索、オンライン決済等を導入する。条件の整った医療機関では、モバイル看護サービス、心電図等のオンラインモニタリング、AIによる画像診断等のサービスを提供する。
- (4) 救急医療機関と救急車内の医療機器をインターネットで結び、データを共有することで救急救命の水準を向上する。
- (5) 医療保険政策を見直し、条件に適合するオンライン診察を保険適用とする。あわせてオンライン診察の料金基準を定める。
- (6) 医師の多拠点勤務を推奨し、オンライン医療サービスへの就業を奨励する。

3. 監督管理とセキュリティ

- (1) オンライン診察に関する管理弁法を制定する。
- (2) メディカルヘルスケア領域のビッグデータの開放、流通、取引、知的財産権保護に関する法令整備を検討する。
- (3) 患者の個人情報等のセンシティブなデータは国内に保存し、海外に提供する必要がある場合は規定に基づき安全評価を実施する。

●原文(中国語)

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/28/content_5286645.htm

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018年5月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2018年10月9日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776